

納税証明書が省略できます

令和8年4月1日から、建設業許可の申請及び
毎事業年度終了後の書類提出では、納税情報の
確認に許可申請者が同意した場合、納税証明書の
提出を省略することができるようになりました。

事務の負担軽減につながりますので、
ぜひご検討ください。

事業税に係る納税証明書の提出を省略する場合は
「納税情報の確認に関する同意書」
を提出してください。

様式のダウンロード・詳細は
鳥取県ホームページ
とりネット 県土総務課より
<https://www.pref.tottori.lg.jp/28184.htm>

鳥取県 県土整備部 県土総務課
住所 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
電話 0857-26-7347

(参考様式)

納税情報の確認に関する同意書

知事 殿

申請者 _____

- 建設業法（昭和24年法律第100号、以下「法」という。）第6条に規定する建設業許可の申請（法第17条において準用する場合を含む。）
- 法第11条に規定する毎事業年度終了の届出（法第17条において準用する場合を含む。）
- 法第17条の2に規定する譲渡及び譲受け並びに合併及び分割の申請並びに法第17条の3に規定する相続の認可の申請

における事業税の納税情報の提出にあたり、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第4条第4項、第10条第3項、第13条の2第8項又は第13条の3第6項の規定に基づき、建設業許可担当部局がその業務の遂行に必要な範囲内で納税情報を確認することについて、同意いたします。

同意年月日 (記入日)	令和	年	月	日
住所又は所在地				
事業者名				
代表者職・氏名				
法人番号 (法人の場合のみ)				

※同意があった場合には、以下の納税証明書の発行に係る手続を省略できます。

【建設業許可申請時】事業税の直前一年の各年度における納付すべき額及び納付済額

【毎事業年度終了時】事業税の納付すべき額及び納付済額

【譲渡及び譲受け並びに合併及び分割の認可の申請時】事業税の直前一年の各年度における納付すべき額及び納付済額

【相続の認可の申請時】事業税の直前一年の各年度における納付すべき額及び納付済額

(参考様式)

納税情報の確認に関する同意書

知事 殿

申請者

- 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 6 条に規定する建設業許可の申請（法第 17 条において準用する場合を含む。）
- 法第 11 条に規定する毎事業年度終了の届出（法第 17 条において準用する場合を含む。）
- 法第 17 条の 2 に規定する譲渡及び譲受け並びに合併及び分割の認可の申請並びに法第 17 条の 3 に規定する相続の認可の申請

における事業税の納税情報の提出にあたり、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 4 条第 4 項、第 10 条第 3 項、第 13 条の 2 第 8 項又は第 13 条の 3 第 6 項の規定に基づき、建設業許可担当部局がその業務の遂行に必要な範囲内で納税情報を確認することについて、同意いたします。

同意年月日 (記入日)	令和 年 月 日
住所又は所在地	
事業者名	
代表者職・氏名	
法人番号 (法人の場合のみ)	

※同意があった場合には、以下の納税証明書の発行に係る手続を省略できます。

【建設業許可申請時】事業税の直前一年の各年度における納付すべき額及び納付済額

【毎事業年度終了時】事業税の納付すべき額及び納付済額

【譲渡及び譲受け並びに合併及び分割の認可の申請時】事業税の直前一年の各年度における納付すべき額及び納付済額

【相続の認可の申請時】事業税の直前一年の各年度における納付すべき額及び納付済額